

報告第19号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、建物損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月2日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第5号

建物損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、建物損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和元年11月18日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 394,189円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住 所 兵庫県●●●●

(2) 氏 名 ●● ●●

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金394,189円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

平成30年の台風による強風等の影響により折れて垂れ下がった状態となっていた旧淡路市立室津小学校敷地内の樹木の枝が、令和元年7月24日ころに落下し、その下にあった相手方が所有する家屋に接触して屋根瓦に損傷を与えた。